8　令第二条第二十五項第七号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

9　令第二条第二十五項第七号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、貸付債権の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額（当該貸付債権に係る貸付けが当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額（当該貸付債権に係る貸付けが当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の総額と当該貸付債権の金額とを合算した額）とする。

10　令第二条第二十五項第八号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

11　令第二条第二十五項第八号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額（当該社債の発行が当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の部に計上した額と当該社債の金額とを合算した額）とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額（当該社債の発行が当該直前の事業年度末（当該直前の事業年度がない場合にあつては、当該特定の日）より後に行われた場合にあつては、当該負債の総額と当該社債の金額とを合算した額）とする。

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［略］

2　令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める技術又は情報は、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報とする。

3　令第三条第一項第二十号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第二十五項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二　外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［同上］

［項を加える。］

2　令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第十六項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二　外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得